

平成28年4月8日
(2016年)

業 者 各 位

和歌山市 建設局
建設総務部 建設総務課長

市外業者の受注制限の試行について（通知）

当市では、公共工事が市民の貴重な税負担のもとに執行されていることから、これを市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であると考え、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「工事の適正な施工の確保」を念頭に、入札・契約制度の改善に取り組んでいるところです。

当市におきましては建設業界の経済状況をかんがみて、平成27年度同様、市内業者の育成・保護のため、市内業者の受注機会の拡大を目的とし、引き続き同一市外業者の受注制限の試行を次のとおり行います。

1 実施対象

土木関係業種（土木・とび土工・舗装・塗装（区画線）等を含む。）及び建築関係業種（建築・とび土工（解体、外構）・塗装・防水等を含む。）の2業種に限り、それぞれ年度1件の受注に制限します。

なお、JV（共同企業体）による受注は、構成員に市外業者を含み、その組み合わせが同一の者（出資比率が異なる場合を含む。）を一の業者とみなし、関係業種毎に年度1件のみ受注可能とします。また、随意契約により受注したものは対象としません。

2 実施期間

平成28年4月以降の公告分から年度内契約分まで実施します。